

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していなかったが、母が、私と母の保険料を併せて集金人の自治会長夫人に納付していた。

昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料については納付しているのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金加入期間について、申立期間を除きすべて国民年金保険料を納付している上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、昭和36年4月から60歳に到達した48年*月までの期間の国民年金保険料を完納しており、国民年金保険料の納付意識は高いことがうかがえる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和48年1月22日から同年4月29日までの期間、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、同年1月から同年3月までの国民年金保険料を現年度納付しており、この期間、申立人の国民年金保険料と厚生年金保険料とが重複納付され、その後、同年7月13日に重複納付した国民年

金保険料が還付決定されていることが確認できる。

この国民年金保険料の還付の事務処理について、社会保険事務所（当時）では、「当時はオンラインで記録管理を行っていなかったため、国民年金保険料と厚生年金保険料との重複納付は、国民年金被保険者資格喪失届が提出されない限り社会保険事務所では分からなかった。通常、当該届出が提出されてから還付決定までには1か月から2か月程度の期間を要していたため、昭和48年7月に還付決定されているのであれば、同年5月から同年6月ごろまでの間に届出がされているはずだ。」と回答している。

さらに、申立期間当時、B市には自治会が保険料を集金する制度があり、申立人及び申立人の母から集金したとする集金人は、「私は、申立人の地域の集金を担当しており、申立人及び申立人の母の国民年金保険料を集金していた。申立期間当時も、申立人及び申立人の母の保険料を毎月集金しており、申立人の母が60歳になった昭和48年*月から申立人がC株式会社に入社した49年4月までの期間は、申立人の保険料のみを集金していたはずだ。」と供述しており、この集金人の子の妻も「申立期間当時、義母（申立人の国民年金保険料の集金人）が申立人の保険料を集金していた。」と供述している。

以上から、申立人の母は、昭和48年5月か同年6月ごろに申立人の保険料の重複納付に気付き、このころ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した同年1月22日にさかのぼって国民年金被保険者資格喪失届を行い、この時点では、申立人は既に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたことから、同時に、厚生年金保険の資格喪失日にあわせ国民年金の再加入手続も行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の母が、申立人の母が60歳に到達するまでの期間は二人分の保険料を、それ以降は申立人の保険料を集金人を通じて納付したと推認するのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から60年1月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から60年1月まで

私の国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付は妻が行っていたが、妻は、今日まで妻の国民年金保険料を全て納付しており、私が最初の職場を退職した時には、私の国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含む国民年金保険料を納付している。

申立期間についても、妻は、私の国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことを記憶しているので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、自身も国民年金に任意加入の上、申立期間中についても、付加保険料を含む国民年金保険料をすべて納付しているなど納付意識が高い。

また、申立人の妻は、申立人の申立期間に係る国民年金への加入手続をA町役場で行い、申立期間における夫婦二人分の国民年金保険料を同町役場内の金融機関窓口で納付したと主張しているところ、申立期間当時、A町役場内には国民年金保険料の収納を行う金融機関が入居していることが確認できる上、納付したとする保険料額と納付に必要な保険料額とがほぼ一致するなど、申立人の妻の主張は信憑性^{びよう}が高いものと認められる。

加えて、申立人の母は、「申立期間当時、申立人の妻は、A町役場で申立人及び申立人の妻の国民年金保険料を毎月納付していた。当時、私も国民年金に任意加入して付加保険料を納付しており、夫婦と私の分を併せて三人分の付加保険料を納付していく話を申立人の妻とした記憶があるので、申立期間の保険料を納付していたことは間違いない。」と供述しているところ、申立人の母及び申立人の妻が付加保険料を納付していることが確認でき、申立人が厚生年金保険の被保険者期間にかかわらず、国民年金の被保険者となり得る期間は申立期間以外には存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和23年3月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月及び同年4月は500円、同年5月から同年8月までは1,800円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月24日から同年9月1日まで

私は、昭和23年3月24日に、A株式会社が所有するB丸に甲板員として乗り込み、その後、申立期間において、同社が所有するC丸、D丸及びE丸に継続して甲板員として乗り込んでいた。

私の船員保険被保険者資格の取得日は昭和23年9月1日と記録されているが、B丸に乗り込むと同時に船員保険に加入したはずなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する船員手帳の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A株式会社が所有するB丸、C丸、D丸及びE丸にそれぞれ雇入れされ、甲板員として継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間当時の船員保険の被保険者記録が確認でき、同社が所有する申立船舶に乗り込んでいたとする複数の同僚は、「申立期間当時、A株式会社が所有する船舶に乗り込んでいた船員は、全員船員保険に加入していたはずだ。」と供述している上、前述の被保険者名簿から、船員保険の被保険者記録が確認でき、申立期間当時、同社が所有する別の船舶に乗り込んでいたとする複数の同

僚は、「A株式会社が所有する船舶の雇入れ日と船員保険被保険者資格の取得日は一致している。」と供述しているところ、前述の同僚のうち船員手帳を所持する複数の同僚（申立人を記憶する同僚を含む）について、船員手帳に記載された雇入れ期間と前述の被保険者名簿における船員保険の被保険者記録が符合していることなどから判断すると、当時、同社では雇入れと同時に船員を船員保険に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する船員手帳の記録から、昭和23年3月及び同年4月は500円、同年5月から同年8月までは1,800円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年9月1日から同年10月1日までの期間、9年9月1日から同年10月1日までの期間及び15年4月1日から16年4月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額を8年9月及び9年9月は20万円、15年4月から16年3月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から18年12月30日まで

A株式会社に勤務していた申立期間について、実際に支給されていた給与額より低い標準報酬月額が記録されている。私が所持する給与明細書からは、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていることが確認できるので、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成8年9月、9年9月及び15年4月から16年3月

までの期間については、申立人が所持する同年1月及び同年3月の給与明細書、事業主が保管する申立人に係る8年9月、9年9月及び15年4月から16年3月までの期間に係る給与支払一覧表及び事業主の供述などから判断すると、申立人は、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を給与から事業主により控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する平成16年1月及び同年3月の給与明細書及び事業主が保管する申立人に係る当該期間の給与支払一覧表により確認できる厚生年金保険料の控除額から、8年9月及び9年9月は20万円、15年4月から16年3月までの期間は26万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、企業年金基金連合会の記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録は社会保険事務所の記録と一致しており、社会保険事務所は、当時、厚生年金基金及び社会保険事務所への届出が複写式であったと考えられる旨回答しているところ、事業主は、当該期間について、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が所持する給与明細書及び事業主が保管する申立人に係る給与支払一覧表において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成7年4月から8年8月までの期間、同年10月から9年8月までの期間、同年10月から15年3月までの期間及び16年4月から18年11月までの期間については、申立人が所持する14年5月から同年11月までの期間、16年4月から同年12月までの期間及び18年1月から同年11月までの期間に係る給与明細書及び事業主が保管する申立人の7年4月から8年8月までの期間、同年10月から9年8月までの期間、同年10月から14年4月までの期間、同年12月から15年3月までの期間及び16年4月から18年11月までの期間に係る給与支払一覧表において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と比べて同額又は低額であることが確認できることから記録の訂正は行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が 53 万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から同年7月16日まで

私は、平成4年1月にA市に本社がある株式会社Bに入社し、5年7月15日までの期間において、営業の業務に従事していた。

年金事務所に照会したところ、私の申立期間に係る標準報酬月額は、当初の53万円から47万円へ訂正されているとの回答を得たが、申立期間における私の給与は月額65万円であったと記憶しており、申立事業所から標準報酬月額を変更したとの説明は受けておらず、給与が引き下げられた記憶も無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正前の標準報酬月額（53万円）の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Bに係る申立期間における標準報酬月額が、当初、53万円と記録されていたところ、平成5年8月26日付けで、同年5月1日にさかのぼって47万円に引き下げられ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（平成5年7月16日）までの期間において継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に、さかのぼって標準報酬月額の減額訂正処理が行われている従業員は、申立人のほかにはいないことが確認できる上、株式会社Bに係る商業登記簿謄本から、申立人は同社の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、現在、株式会社Bは、厚生年金保険の適用事業所に該当したままの状態となっているものの、平成21年4月16

日に7人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、被保険者が一人もないことが確認できるところ、前述の商業登記簿謄本から確認できる同社C工場から、同社に係る申立人の4年1月16日の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し、及び5年7月16日の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し並びに平成4年分及び5年分の「給与所得の源泉徴収票」の写しが提出された。両通知書の写しによれば、申立人の標準報酬月額、厚生年金保険被保険者の資格を取得した4年1月16日、及び同資格を喪失した5年7月16日において、53万円であることが確認でき、同社C工場は「送付したとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る通知書は保管されている。申立人の申立期間に係る標準報酬月額の訂正に係る通知書は見当たらないので、当該訂正に係る届書は、会社からは提出していないのではないかと思います。」と回答している。

加えて、申立期間当時、株式会社Bにおける社会保険の事務担当者及び同社の社会保険事務を委託されていたとする社会保険労務士とは連絡が取れず、年金事務所は、「申立事業所を管轄していた年金事務所は、申立期間当時の関連資料を保存期限経過により既に廃棄しており、申立人の申立期間に係る届書を確認することができない。申立事業所に係る事業実態、保険料納付の状況等についても不明である。」と回答しており、前述の^{そきゅう}遡及訂正処理に基づく標準報酬月額（47万円）に見合う報酬月額及び厚生年金保険料の控除があったことをうかがわせる資料及び供述は得られない。

また、株式会社BのC工場から提出のあった申立人に係る「平成5年分給与所得の源泉徴収票」において控除されている社会保険料等の金額を検証したところ、当時の最高等級である標準報酬月額（健康保険は62万円、厚生年金保険は53万円）に見合う保険料が控除されていたことが推認される。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年8月26日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、申立人について同年5月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和47年10月は9万8,000円、同年11月は10万4,000円、同年12月及び48年1月は9万8,000円、同年2月は10万4,000円、同年3月は9万8,000円、同年4月から同年9月までの期間については10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から48年10月1日まで

私は、A社B支店の支店長として勤務した申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間前後の期間に係る標準報酬月額と比べて極端に低い1万2,000円とされていることについて納得できない。

私が所持している申立期間に係る給与内訳表を提出するので、確認の上、申立期間の標準報酬月額を給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（給与支給額）のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持するA社B支店に係る昭和47年10月から48年9月までの給与内訳表において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標

準報酬月額から、47年10月は9万8,000円、同年11月は10万4,000円、同年12月及び48年1月は9万8,000円、同年2月は10万4,000円、同年3月は9万8,000円、同年4月から同年9月までの期間は10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C株式会社は「当時の資料が残っていないため不明である。」としているが、申立期間に係る申立人の給与内訳表において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が昭和47年10月から48年9月までの全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与内訳表で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（61万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を61万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月18日

平成19年7月18日にA株式会社から支給された賞与から船員に係る厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことに納得できないので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間において、標準賞与額（61万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社が保管する、申立人の申立期間に係る平成21年10月26日付けの賞与届出未了確認書が確認できるところ、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から49年12月まで

私は、社会保険事務所（当時）に、申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付の事実が確認できないとの回答を得た。

有限会社Aを退職後、国民年金の加入手続を行い、妻と一緒に国民年金保険料を納付していた。

一緒に国民年金保険料を納付した妻は納付となっているのに、私は未納となっており納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において妻が夫婦二人分の国民年金保険料を現年度納付していたと主張しているところ、B町が保管していた国民年金被保険者名簿によると、申立人が申立期間の国民年金の資格取得手続を行ったのは、B町に転居した昭和51年10月28日以降で、48年9月1日まで、さかのぼって資格取得していることが確認できる上、申立人が加入手続を行った当該時点では、申立期間のうち、少なくとも48年9月から49年6月までの期間は、時効期限の到来により、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人はB町に転居後の52年2月に、50年1月から51年3月までの15か月分を過年度納付していることがB町が保管していた国民年金被保険者名簿により確認することができ、一緒に納付していたとする申立人の妻は現年度納付していることから、夫婦での納付状況が異なっていることが確認でき、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 53 年 3 月まで

昭和 55 年 4 月に A 町役場へ婚姻届を提出した際、同役場の係から国民年金への加入を勧められて加入したところ、1 か月後ぐらいに同役場から 50 年 5 月から 55 年 3 月までが未納であるため、納付するようという納付金額が記入された葉書が自宅に届いた。すぐに実母から 20 数万円を出してもらい、55 年 5 月ごろ A 町役場へ納付金額が記入された葉書と現金を持参して国民年金保険料を納付したのに、53 年 4 月から 55 年 3 月までが納付済みとなっているだけで、申立期間が未納となっていることに納得できない。

なお、納付記録では、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までが納付済みとなっているが、この期間だけを納付した記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 5 月ごろに、未納期間の保険料を納付するよう記載された葉書で督促を受けたので、A 町役場で未納保険料 20 数万円を納付したと申し立てしているところ、申立人が納付したとする時期は、第 3 回特例納付の実施時期であることが確認できるものの、特例納付制度は、無年金者となるおそれのある満 35 歳以上の者を対象に、保険料の時効が完成した期間に係る保険料を特例的に納付できる制度であること、及び A 町役場、A 町を管轄する B 社会保険事務所（当時）ともに、被保険者個人に納付金額が記載された納付を勧奨する葉書は出していなかったという回答を踏まえると、当時満 35 歳に満たなかった申立人に対し、A 町役場が特例納付の通知をしたとは考え難い。

また、申立人は昭和 55 年 5 月ごろ、50 年 5 月から 55 年 3 月までの保険料を A 町役場で納付したとしているところ、特例納付の保険料及び過年度納付

の保険料は国庫金となるため、A町役場の年金担当窓口及び庁舎内の金融機関では国庫金を収納しておらず、納付することができない。

さらに、未納保険料の20数万円を申立人に渡したとしている実母の記憶が定かでないほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付ける関連資料は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

加えて、申立人は、昭和50年5月から55年3月までの未納保険料を一括して納付したと主張しているが、A町役場が保管していた申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、54年4月から55年3月までの未納保険料を56年10月28日に過年度納付していることが確認できることから、申立内容と符合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から42年11月まで

私は、昭和41年12月に婚姻するまで国民年金に加入していなかったが、婚姻時に義父が加入手続を行い、40年6月から41年11月までの期間の保険料は役場内の金融機関において、同年12月以降の保険料は集落の集金集会（婦人会）を通じて、それぞれ義父が納付してくれたはずだ。

私の年金記録では、国民年金の資格を取得した日は昭和42年12月1日となっているが、申立期間の国民年金保険料は義父が納付してくれたはずなので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿から昭和42年12月ごろ払い出され、申立人の国民年金被保険者カード及び国民年金被保険者名簿から、申立人は国民年金被保険者の資格取得手続を同年11月30日に行い、資格取得日が同年12月1日となっていることが確認でき、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の義父は既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月及び同年3月

私は、平成8年2月10日にA株式会社を退職後、すぐに社会保険事務所（当時）において健康保険の任意継続の加入手続をし、同日にB市役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、後日送付されてきた納付書で、自宅近くの郵便局で納付した。保険料の額は、1万2,000円か1万3,000円ぐらいだったと記憶している。

ずいぶん昔のことなので領収書は保管していないが、私は、今まで納付義務があるものを一度も未納のままにしておいたことはないので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年2月10日にA株式会社を退職後すぐにB市役所で国民年金への加入手続をし、後日送付された納付書により保険料を納付したとしているところ、申立期間は、オンライン記録によると、申立人が株式会社Cを退職後の13年8月21日に行った国民年金への再加入手続に係る被保険者資格の取得の入力を同年9月3日に行った際、あわせて、申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加され、それまで未加入期間とされていた期間が未納期間と訂正されていることが確認できる上、申立人に申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できないことから、申立期間は、申立人の国民年金被保険者資格が無い未加入期間で

あり、申立人は、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間について国民年金の加入手続に関する具体的な状況、自宅近くの二つの郵便局のどちらで納付したか等の具体的な納付状況を記憶しておらず、納付したとする国民年金保険料に係る領収書を受領した記憶も無い上、申立期間後に厚生年金保険被保険者の資格を取得した際、国民年金被保険者資格の喪失に係る届出の記憶が無いなど、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から同年 10 月まで

私は、昭和 59 年 8 月 3 日に A 株式会社を退職したので、B 市役所（現在は、C 市役所）へ行き、国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った日付は正確には記憶していないが、遅くとも同年 8 月中には手続したと思う。保険料は、毎月、納付書により B 市役所で納付した。

領収書等は保管していないが、申立期間に係る国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤務先を昭和 59 年 8 月 3 日に退職した後、遅くとも同年 8 月中には、B 市役所で国民年金の加入手続をした。」と供述しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持している年金手帳から、申立人の手帳記号番号は 59 年 12 月 15 日に D 市（現在は、C 市）で払い出され、59 年 11 月 7 日に資格取得（任意加入）していることが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることを確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、B 市役所において国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとしているが、加入手続に係る状況、保険料額及び納付状況等の記憶が曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 10 月 18 日から 23 年 6 月 28 日まで
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 34 年 11 月ごろまで

申立期間①については、A社所有のB丸に甲板員として乗り組み、対馬海域で約15日間操業しC港に水揚げする業務に繰り返し従事していた。

申立期間②については、D事業所所有のE丸に甲板長として乗り組み、九州方面から阪神方面に石炭を運搬していた。E丸に係る昭和38年4月1日から40年11月1日までの船員保険の被保険者記録は確認できるが、申立期間②の被保険者記録が無いことに納得いかない。

船員手帳の記録のうち、両申立期間だけが船員保険の被保険者記録が無いため、両申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が、A社所有のB丸に乗り組んでいたことが推認できる。

しかし、船舶所有者名簿によると、B丸が船員保険の適用船舶として確認できる期間は、昭和17年8月31日から19年2月15日までの期間及び23年9月1日から24年11月30日までの期間となっており、申立期間①当時、A社所有のB丸は船員保険の適用船舶でなかったことが確認できる。

また、申立人が所持する船員手帳において、申立期間①当時のB丸の

船長として記載されているF氏についても申立期間①に係る船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間①当時のB丸の船長であるF氏は、既に死亡しており、船舶所有者であるA社も廃業していることから、申立人に係る申立期間①当時の船員保険料の控除等について確認できる供述が得られない。

このほか、申立人が申立期間①において、船員保険被保険者として給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳では雇止日が記載されている箇所が落丁しているため期間の特定はできないが、申立人が、D事業所所有のE丸に乗り組んでいたことが推認できる。

しかし、船舶所有者名簿によると、船舶所有者のD事業所が船員保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和36年5月1日であり、申立期間②当時、D事業所所有のE丸は船員保険の適用船舶ではなかったことが確認できる。

また、E丸の船舶所有者であり、申立人が所持する船員手帳において、申立期間②当時の船長として記載されているG氏についても船員保険の被保険者記録を確認することができず、連絡先も不明である上、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、申立人に係る申立期間②当時の船員保険料の控除等について確認できる供述が得られない。

このほか、申立人が申立期間②において、船員保険被保険者として給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 1 日から 30 年 1 月 1 日まで
ねんきん特別便では、株式会社Aにおける船員保険被保険者資格の取得日が昭和 30 年 1 月 1 日となっているが、私が所持する船員手帳には、同社における雇入年月日が 29 年 9 月 1 日と記載されているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している昭和 42 年ごろ作成されたとされる乗船者名簿に申立人の入社年月が 29 年 9 月と記載されていることから判断すると、申立人は申立期間において株式会社Aに在籍していたことが推認される。

しかしながら、上述の乗船者名簿に記載されている同僚 9 人の入社日は、株式会社Aに係る船員保険被保険者名簿において確認できる船員保険被保険者資格の取得日と一致していないことが確認できることから判断すると、株式会社Aでは、すべての従業員を入社後直ちに船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿において、申立人と同じ「見習」として船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚からは「株式会社Aでは、入社後直ちに船員保険に加入させるのではなく、船舶に乗り組むようになった時点で加入させていたと思う。私の場合も入社後すぐではなく、船舶に乗り組んだ時期に船員保険に加入している。」と供述している。

さらに、株式会社Aには申立期間当時の資料は保存されておらず、申立期間において申立人が給与から船員保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料は無く、申立人が所持している船員手帳に記

載されている船長も既に死亡していることから供述を得ることができない。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与等から控除されていたとは認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 15 年 9 月 30 日まで

私は、平成 20 年 4 月に送付された「ねんきん特別便」により記載されていた標準報酬月額について社会保険事務所（当時）に確認したところ、A 株式会社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、当初記録されていたままの標準報酬月額であり、後に未払賃金及び未払賃金に係る訴訟による和解の解決金が支払われているにもかかわらず、訂正されていないことを知った。

申立期間の標準報酬月額を、後に支払われた未払賃金及び未払賃金に係る訴訟による和解の解決金を反映した標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、A 株式会社を退職後に、同社が申立期間に係る未払賃金の支払いを行わなかったため支払いを行うよう求めていたところ、B 事業所の助言に基づき、平成 15 年 12 月 25 日に同社から申立人に対して、申立期間の未払賃金 86 万 8,708 円が支払われていることが確認できる。

また、申立人は、その後、当該未払賃金の支払いを不服として事業主に

対して、申立期間に係るさらなる未払賃金の支払いを求めて訴訟を提起し、和解調書において、平成17年4月20日に同社から申立人に対して申立期間の未払賃金に係る解決金として21万414円を支払うこととされた和解が成立していることが確認できる。

申立人は、平成15年12月25日に未払賃金が支払われたこと及び17年4月25日に和解調書に基づき解決金を支払われたことから、事業主は申立期間における未払賃金があったことを認めているので、申立期間の標準報酬月額について、申立期間における支給済みの給与額に未払賃金相当額を上積みした給与額に基づいて算定した標準報酬月額に訂正するよう主張している。

しかし、A株式会社が平成15年12月25日に申立人に対して支払った未払賃金86万8,708円から厚生年金保険料が控除されたことを示す関連資料は無いところ、申立人は「平成15年12月25日に支払われた未払賃金からは所得税は控除されていたが、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述しており、A株式会社も「所得税は控除したが、厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

また、申立人が提出した和解調書によると、和解条項に「本件就労期間中を対象とする社会保険料の追加納付について、法律に基づき折半して納付することを相互に確認する。」との記述があるが、申立人は、「和解後、A株式会社と和解金に係る厚生年金保険料の控除及び納付について、特段の話し合いをしたことは無い。和解金からは厚生年金保険料は控除されていない。」と供述しており、A株式会社も「和解金に係る厚生年金保険料の控除及び納付について、申立人と特段の話し合いをしたことも無く、和解金の支払時に厚生年金保険料の控除はしていない。したがって、社会保険事務所に対して保険料の納付もしていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与等から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から 15 年 1 月 1 日まで

私は、平成 14 年 1 月に A 株式会社 B 営業所から同社に係る業務を請け負っていた C 社に配置転換となり、同社で D の業務に従事していた。

配置転換にあたり、当時の同社 B 営業所長から職務内容の変更に伴い給与が 30 万円から約 5 万円引き下げられる旨告げられたものの、申立期間に係る標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっていることに納得がいかない。

申立期間に係る標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立人が提出した平成 14 年 1 月から同年 12 月までの給与明細書において、給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額（9 万 8,000 円）を上回っていることが確認できるもの

の、事業主により給与から控除されている厚生年金保険料額（8,501円）は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額（9万8,000円）に見合う保険料額であることが確認できる。

また、オンライン記録から、A株式会社において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同社の元B営業所長は、「平成14年1月ごろ、社長が当社B営業所を来訪した際、従業員を集めて経営状態が悪化している旨説明を行ったが、標準報酬月額等の変更に係る説明は何も無かった。同年1月以降、取引先への支払が遅れ、従業員の給与も減額された上、給与の遅配も度重なり苦しい経営状態が続いた。私は、私の給与から控除されていた厚生年金保険料額が、実際の報酬月額に見合うものでないことに気付いていた。時期はいつだったか定かではないが、社長と部長が、従業員の標準報酬月額を操作する旨の話をしているのを聞いたことがあり、以前から社会保険料の滞納で度々社長や役員が社会保険事務所（当時）に相談に行っていたことを知っているので、標準報酬月額の操作が行われたのではないかとうすうす感じていた。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立人が名前を挙げた同僚及び平成13年10月1日の定時改定から14年10月1日の定時改定までの期間において、申立事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる173人（申立人を含む）について、同年1月から同年9月までの標準報酬月額は、すべて9万8,000円とされており、申立人のみが低額の標準報酬月額となっているわけではないことが確認できる上、社会保険事務所において、申立期間に係る当該173人の被保険者記録が、さかのぼって訂正処理されている等の不自然な事務処理が行われた形跡はうかがえない。

加えて、適用事業所名簿において、A株式会社は、平成15年3月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿において、同年3月*日に破産宣告していることが確認でき、事業主及び役員と連絡が取れず、申立人の申立期間に係る貸金台帳等の関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月から 18 年 7 月 1 日まで

私は、ねんきん定期便で標準報酬月額の月別状況を確認したところ、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた申立期間について、17年12月ごろに昇給があったにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額（22万円）が、当該昇給後の給与支給額に見合う標準報酬月額に改定されていないことに気付いた。

昇給後の給与支給額は、約 27 万 5,000 円だったと記憶しているので、給与明細書などは所持していないが、申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（（以下「特例法」という。））に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

B事業所から提出された申立事業所に係る申立人の平成17年及び18年の賃金台帳によると、基本給及び物価手当が17年11月分の給与から昇給により変更されていることが確認できるとともに、申立期間に係る報酬月

額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額（22万円）を上回っていることが確認できるものの、申立期間について事業主により給与から控除されている厚生年金保険料額（1万5,716円）は、オンライン記録上の標準報酬月額（22万円）に見合う保険料額であることが確認できる。

また、B事業所は、申立人の当該昇給に係る平成17年11月分以降の報酬月額について、標準報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、及び昇給後の報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除しておらず、当該保険料を社会保険事務所に納付していないことを認めている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年ごろから 11 年 6 月 20 日で

私は、昭和 52 年 10 月 3 日から平成 11 年 6 月 20 日までの期間において株式会社 A に勤務しており、5 年ごろから同社を退職するまでの期間については約 40 万円から 50 万円の給与が支給されていたはずなのに、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されている。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立期間のうち、平成 7 年 11 月、9 年 2 月、同年 8 月から同年 12 月までの期間、10 年 4 月及び同年 7 月については、申立人が所持する当該期間の給与明細書によると、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できるも

のの、事業主により給与から控除されている当該期間の厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成5年1月から7年10月までの期間、同年12月から9年1月までの期間、同年3月から同年7月までの期間、10年1月から同年3月までの期間、同年5月及び同年6月、同年8月から11年5月までの期間については、株式会社Aから提出があった申立人に係る5年から11年までの源泉徴収簿から確認できる社会保険料控除額を検証したところ、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額とほぼ一致していることが認められる。

さらに、B基金が保管する厚生年金基金の加入員適用記録によると、申立人に係る平成5年1月から11年5月までの「標準給与（掛金）」の記録は、当該期間に係る申立人のオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。